2020年12月9日

吸収分割に関する事前開示書類

埼玉県新座市北野三丁目６番３号
サンケン電気株式会社
代表取締役社長　　和田　　節

当社（サンケン電気株式会社）は、当社を吸収分割会社とし、サンケン電設株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）に際し、法令の定めに従い、吸収分割契約等の内容その他法令に定める事項を記載した本書面を当社本店に備え置くことといたします。

１．吸収分割契約の内容

【別紙１】の通りです。

２．分割対価の定めの相当性に関する事項

本吸収分割に際し、吸収分割承継会社であるサンケン電設株式会社は、同社の普通株式 85,000株を、吸収分割会社である当社に対して交付します。当社は、吸収分割承継会社の発行済株式の全部を所有していることから、交付株式数は、承継対象となる資産及び負債について評価を行い、かつ吸収分割承継会社の１株当たりの価値と比較検討のうえ、両社の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本吸収分割による吸収分割承継会社の資本金及びその他資本剰余金の増加額は、本吸収分割後における吸収分割承継会社の事業及び機動的な資本政策を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

３．吸収分割承継会社（サンケン電設株式会社）に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

【別紙２】の通りです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当する事象はありません。

４．吸収分割会社（当社）に関する事項（最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象）

当社は、株式会社 ＧＳユアサとの間で、2020年８月４日付けで、2021年４月１日を譲渡実行日として、当社が保有する吸収分割承継会社の発行済株式の全部を株式会社 ＧＳユアサに譲渡

する旨の株式譲渡契約を締結いたしました。また、当社は、2020 年 10 月 9 日に、子会社である Allegro MicroSystems, Inc.から、283 億 96 百万円の配当を受領しました。

５．効力発生日以降における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 吸収分割会社（当社）

当社の 2020 年３月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 125,903 百万円、負債の額は 97,693 百万円です。そして、本吸収分割により、当社が吸収分割承継会社に対して承継させる予定の資産の額は、2020 年３月 31 日現在で 7,846 百万円、負債の額は 1,961 百万円です。上記時点以降本日に至るまでの間、当社は、子会社である Allegro MicroSystems, Inc.から、283 億 96 百万円の配当を受領しましたが、当社が吸収分割承継会社に承継する予定の資産及び負債の重大な変動は生じておりません。

本吸収分割の効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動を生じる事態は予測されておりません。

以上により、本吸収分割の効力発生日における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。従って、当社が負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社（サンケン電設株式会社）

吸収分割承継会社の 2020 年３月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 1,066 百万円、負債の額は 976 百万円です。そして、本吸収分割により、吸収分割承継会社が当社から承継する予定の資産の額は、2020 年３月 31 日現在で 7,846 百万円、負債の額は 1,961 百万円です。また、上記時点以降本日に至るまで、吸収分割承継会社の資産及び負債並びに同社が当社から承継する予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動を生じる事態は予測されていません。

以上により、本吸収分割の効力発生日における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、本吸収分割により当社から吸収分割承継会社に承継される債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。従って、本吸収分割により当社から吸収分割承継会社に承継される債務については、本吸収分割の効力発生日以降も吸収分割承継会社による履行の見込みがあると判断しております。

以　上

【別紙１】

吸収分割契約書

吸収分割契約書

サンケン電気株式会社（以下「甲」という。）及びサンケン電設株式会社（以下「乙」という。）は、甲が社会システム事業（以下「承継対象事業」という。）に関して有する権利義務等を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収分割）

甲は、本契約の規定に従って、吸収分割の方法により、第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：サンケン電気株式会社

住所：埼玉県新座市北野三丁目 6 番 3 号

（乙）吸収分割承継会社

商号：サンケン電設株式会社

住所：埼玉県川越市大字下赤坂大野原 677 番地

第 3 条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、**別紙**「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、本吸収分割の効力による権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、本効力発生日（第 6 条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継する。また、**別紙**「承継対象権利義務明細表」記載の承継する権利義務のうち、本吸収分割の効力による権利義務の移転が生じないものがある場合、甲及び乙は、当該権利義務の移転のために必要な手続を別途行い、当該手続の完了をもって当該権利義務を移転する（但し、甲は、2021 年 5 月 31 日までに当該権利義務を移転するよう合理的な努力を行うものとする。）。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務として**別紙**「承継対象権利義務明細表」に明記されたものについては、本効力発生日において、乙が免責的にこれを引き受ける。甲は、当該承継する債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第 759 条第 2 項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。）は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。
3. 甲は、**別紙**「承継対象権利義務明細表」記載の承継対象知的財産権について、明示黙示を問わず、その有効性、正確性、価値その他一切についての保証（承継対象知的財産権の使用が第三者の知的財産権を侵害しないという保証及び出願中の承継対象知的財産権が登録できることの保証を含む。）を行わず、本契約の締結後において、承継対象知的財産権が無効となった場合、又は、登録できないことが確定した場合、甲及び乙は、当該承継対象知的財産権は、承継対象知的財産権に含まれなかったものとみなす。また、甲は、**別紙**「承継対象権利義務明細表」記載の承継する権利義務のうち、本吸収分割の効力による権利義務の移転が生じないものについて、当該権利義務の移転のために必要な手続を別途行ったにもかかわらず乙への移転ができなかった場合には、甲の責に帰すべき事由がある場合を除き、乙に対して一切の責めを負わないものとし、甲及び乙は、当該権利義務は、承継対象権利義務に含まれなかったものとみなす。

第 4 条（本吸収分割に際して発行する株式及びその割当て）

乙は、本吸収分割に際して、承継対象権利義務に代わり、普通株式 85,000 株を発行し、そのすべてを甲に対して割当交付する。

第 5 条（増加する資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1)　資本金の増加額　300,000,000 円

(2)　資本準備金の増加額　0円
(3)　その他資本剰余金の増加額　会社計算規則第37条第1項に規定する株主資本等変動額から前各号に定める増加する資本金の額及び資本準備金の額を控 除した額
(4)　利益準備金の増加額　0円

第6条（効力発生日）
本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年2月1日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

第7条（競業避止義務）
甲は、甲及び株式会社ＧＳユアサ（以下「買主」という。）間の2020年8月4日付株式譲渡契約書（以下「本株式譲渡契約書」という。）に定義されるクロージング後2年間が経過するまでの間、自ら又は第三者をして、国内外を問わず、また、直接又間接を問わず、承継対象事業と市場において直接競合する事業（以下「競業避止対象事業」という。）を遂行してはならず、又は遂行させてはならない（疑義を避けるために付言すると、対象事業に係る製品等の開発行為も含まれるが、これに限られない。）。但し、(i)本株式譲渡契約締結日現在において甲及びその子会社（乙を除く。）が半導体デバイス事業及びユニット事業として行っており、又は、行う具体的な予定がある場合、(ii)甲が乙との間で締結した契約に基づき乙に対してサービスを提供する場合、又は、(iii)甲又はその子会社が本株式譲渡契約書に定義されるクロージングが行われた日以降に他の企業の買収その他事業再編取引を行った場合において、当該買収その他事業再編取引の対象となった会社若しくは事業又はそれらの子会社が競業避止対象事業を付随的な事業として行っており、当該事業を継続する場合を除く。なお、疑義を避けるために付言するに、本吸収分割に関して、甲は会社法第21条に基づく競業避止義務を負担しない。

第8条（本吸収分割の承認）
1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を得るものとする。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）
本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議の上合意することにより、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（公租公課・費用の負担及び精算）
1. 承継対象権利義務に対して課せられる公租公課及び承継対象権利義務に必要となる費用（承継対象権利義務に係る固定資産税及び都市計画税については、1月1日を賦課期間の起算点とする。）について、請求書の宛名名義にかかわらず、本株式譲渡契約書に定義されるクロージングが行われた日を基準に日割り計算により精算するものとし、クロージングが行われた日の前日までの期間に対応する部分は甲の負担とし、クロージングが行われた日以降の期間に対応する部分は乙の負担とする。但し、クロージングが行われた日が2021年4月1日よりも後の日となったことにつき、買主のみの責めに帰すべき事由によるものである場合は、2021年4月1日を基準とする。
2. 甲及び乙は、相手方の負担すべき費用、公租公課等について請求を受けた場合には、当該相手方に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
3. 甲及び乙は、相手方が受けるべき利得等を受けた場合には、当該相手方に対し、速やかにその旨を通知するとともに、速やかに当該利得等相当額を相手方に対し償還するものとする。

第11条（協議事項）
本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者がそれぞれ署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 11 月 26 日

甲：　埼玉県新座市北野三丁目６番３号
サンケン電気株式会社
代表取締役社長　和田　節

乙：　埼玉県川越市大字下赤坂大野原 677 番地
サンケン電設株式会社
代表取締役社長　水谷　宏文

【別紙２】

吸収分割承継会社についての最終事業年度に係る計算書類等

事業報告

（自　２０１９年　４月　　１日
至　２０２０年　３月　３１日）

１.会社の現況に関する事項

（１） 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

当期における電源設備業界は、一般民需市場におきまして、2020 年東京五輪開催へ向けて国土強靭化への緊急対策が実施されるなど、建設需要の高まりとともに電源設備の需要も増加に転じ、特に、インフラ整備への設備投資が一層活性化し、通信事業者のインフラ関連装置の更新と併せ、保守点検業務の重要性が増したことで堅調に推移しました。尚、年度終盤に発表された東京五輪開催延期の影響は軽微なものとなりました。

一方、通信市場は「第 5 世代移動通信システム（5G)」の整備が着々と進められ、併せて、IoT をはじめとする社会の変化に対応した通信サービス需要へ向けて、高速・大容量化の通信網拡充等にて基地局通信設備への投資とともに、情報技術（ＩＴ）分野への投資拡大とも併せ、防犯・セキュリティー対策を織り込んだ通信ネットワークインフラ装置を中心として需要が好転の兆しにあり、当社の市場環境は、総じて堅調に推移しました。

こうした状況下､フィールドサービスを主とする当社は､社員の意識改革とともに現場力強化に注力し､全社営業マン体制でコア事業の保守売上拡大に取組み､エコと省エネ関連の新事業開拓をサンケン電気株式会社パワーシステム事業部門との協業路線とし､その保守体制の構築を実現致しました。さらに保守サービス会社として提案型ビジネスへの営業体制にて顧客満足度向上を図り､総合的なメンテナンス業務を通じて、他社に追随されない固有の技術、より確かな安心と付加価値サービスの提供を行い、これらの事業活動にて、サンケン電気株式会社パワーシステム事業部門への業績貢献と、電源設備エンジニアリングサービス会社としての企業体制の確立に一定の成果を挙げることができました。

当事業年度の業績につきましては、売上高が 35 億 85 百万円と前期比 79 百万円（△2.2%）の減少となったものの、損益面につきましては、当期純利益 50 百万円と前期比 33 百万円（294%）の増加となりました。今後につきましては、ＩＴ技術を活用した監視サービスを新たな保守事業として展開し、新たな事業領域の拡大を図りながら成長戦略を実現していくことに加え､徹底した安全と品質が確保されたより質の高いサービスの実現に向けた技術改善の推進と改善改革活動への積極的な取組みによって効果的かつ効率的な体制を構築し、経営の一層の強化を図ってまいります。こうした取組みを通じ、サンケン電気株式会社パワーシステム事業部門と連携のとれた分業を推進し、高付加価値のトータルサポート・サービスを事業展開とし、更なる顧客満足度と業績の向上に邁進する所存であります。

（２）設備投資の状況

当期の設備投資総額は2百万円であり､汎用UPS保守ｻｰﾋﾞｽ貸出機の購入等がその主な内容であります。

（３）資金調達の状況

2020 年３月 27 日　増資により 500 株の新株式を発行し、10 百万円を調達いたしました。

（４）財産及び損益の状況の推移　　（単位：百万円）

区　　分	2016 年度 （第 43 期）	2017 年度 （第 44 期）	2018 年度 （第 45 期）	2019 年度 （第 46 期）
売　上　高	3,570	3,493	3,665	3,585
経 常 利 益	252	41	28	77
当期純利益	163	24	17	50
総　資　産	1,153	1,223	1,356	1,066

（注）表示の金額は百万円未満を切り捨てて表示してあります。

（５）親会社の状況

当社の親会社は、サンケン電気株式会社であり当社の株式の 100％を保有しております。

当社は同社の電源機器製品の保守、販売、搬入据付工事及び現地調整試験等を担当しております。

（６）主要な事業内容

当社はサンケン電気株式会社の電源機器製品の保守、販売、搬入据付工事及び現地調整試験等を主要な事業としております。

（７）主要な営業所及び工場

名　　称	所　在　地	敷地面積	延建物面積
本　　社	埼玉県川越市大字下赤坂大野原 677 番地	－㎡	993 ㎡ (993 ㎡)
大阪センター	大阪府大阪市北区梅田３丁目３番 20 号	－㎡	41 ㎡ (41 ㎡)
東京事務所	東京都豊島区南池袋２丁目 25 番５号	－㎡	114 ㎡ (114 ㎡)
計		－㎡	1,148 ㎡ (1,148 ㎡)

（注）（　）は内書で借用分を示しております。

（８）従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
62 名	3 名減	45.5 歳	10.3 年

（注）サンケン電気株式会社からの出向者 40 名、臨時従業員 1 名、及び派遣社員 4 名、計 45 名は除いております。

（9）主要な借入先　　（単位：百万円）

借　入　先	借　入　額	目　的
サンケン電気株式会社	445	運転資金

（注）表示の金額は百万円未満を切り捨てて表示してあります。

(10) その他企業の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　2,000 株

（2）発行済株式の総数　　1,000 株

（3）株　主　数　　1 名

（4）株　主　名　　サンケン電気株式会社

3．会社役員に関する事項

取締役及び監査役の状況

代表取締役社長	水　谷　宏　文	
代表取締役副社長	江　原　和　人	（サンケン電気株式会社　パワー生産統括部長）
取　締　役	遠　田　浩　紀	（サンケン電設株式会社　管理部長兼営業部長）
取　締　役	伊　藤　　茂	（サンケン電気株式会社　取締役　上級執行役員 パワーシステム本部長）
取　締　役	山　本　　隆	（サンケン電気株式会社 パワーシステム営業統括部長）
監　査　役	鈴　木　　昇	（サンケン電気株式会社　監査役）

貸借対照表

（2020年3月31日現在）

（単位 円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**(870,008,133)**	**流動負債**	**(914,689,947)**
現金及び預金	63,205,839	支払手形	0
受取手形	66,912,839	買掛金	77,308,307
売掛金	666,202,370	短期借入金	445,000,000
商品及び製品	0	リース債務	0
仕掛品	58,762,286	未払金	20,281,818
原材料及び貯蔵品	32,931,422	未払費用	28,903,460
前払費用	6,727,203	未払法人税等	9,735,600
繰延税金資産	0	未払消費税等	30,964,290
短期貸付金	0	預り金	1,183,515
未収入金	0	賞与引当金	41,725,573
未収消費税等	0	繰延税金負債	0
その他	920,095	資産除去債務	0
貸倒引当金	△ 25,653,921	前受金	258,194,592
		その他	1,392,792
固定資産	**(196,878,709)**	**固定負債**	**(61,762,979)**
有形固定資産	**14,068,908**	長期借入金	0
建物	0	リース債務	0
構築物	0	退職給付引当金	0
機械装置	16,074	役員退職慰労引当金	3,222,000
車輌運搬具	0	繰延税金負債	46,399,168
工具器具備品	14,052,834	資産除去債務	0
土地	0	預り保証金	12,141,811
リース資産	0	**負債合計**	**976,452,926**
建設仮勘定	0	（純資産の部）	
無形固定資産	**3,257,797**	**株主資本**	**(90,433,916)**
ソフトウェア	3,063,497	**資本金**	**20,000,000**
リース資産	0	**資本剰余金**	**0**
その他	194,300	資本準備金	0
投資その他の資産	**179,552,004**	その他資本剰余金	0
投資有価証券	0	**利益剰余金**	**70,433,916**
長期貸付金	0	利益準備金	2,500,000
長期前払費用	0	その他利益剰余金	67,933,916
繰延税金資産	43,545,526	特別償却準備金	0
敷金	574,000	国庫補助金等圧縮積立金	0
前払年金費用	135,432,478	固定資産圧縮積立金	0
その他	0	繰越利益剰余金	67,933,916
貸倒引当金	0	**評価・換算差額等**	**(0)**
		その他有価証券評価差額金	**0**
		純資産合計	**90,433,916**
資産合計	**1,066,886,842**	**負債純資産合計**	**1,066,886,842**

損 益 計 算 書

（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位 円）

科目	金	額
売上高		**3,585,182,577**
売上原価		**2,810,648,140**
売上総利益		**774,534,437**
販売費及び一般管理費		**695,397,694**
営業利益		**79,136,743**
営業外収益		
受取利息	69	
雑収入	4,657,161	4,657,230
営業外費用		
支払利息	2,913,043	
雑損失	3,493,091	6,406,134
経常利益		**77,387,839**
特別損失		
固定資産処分損	15	15
税引前当期純利益		**77,387,824**
法人税、住民税及び事業税	31,761,925	
法人税等調整額	△ 4,843,128	26,918,797
当期純利益		**50,469,027**

株主資本等変動計算書

（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位 円）

	株主資本									評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金						
					特別償却準備金	国庫補助金等圧縮積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000,000	－	－	2,500,000	－	－	－	17,464,889	29,964,889	－	29,964,889
新株の発行	10,000,000								10,000,000		10,000,000
剰余金の配当									－		－
当期純利益								50,469,027	50,469,027		50,469,027
特別償却準備金の積立								－	－		－
特別償却準備金の取崩								－	－		－
国庫補助金等圧縮積立金の積立								－	－		－
国庫補助金等圧縮積立金の取崩								－	－		－
固定資産圧縮積立金の積立								－	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩								－	－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									－		－
当期変動額合計	10,000,000	－	－	－	－	－	－	50,469,027	60,469,027	－	60,469,027
当期末残高	20,000,000	－	－	2,500,000	－	－	－	67,933,916	90,433,916	－	90,433,916

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)棚卸資産　主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産　定額法

(2)無形固定資産　定額法

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金　従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

(2)退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定基準によっております。
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定率法により費用処理しております。
ただし、当期末においては、前払年金費用が発生しているため、退職給付引当金を計上しておりません。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1.有形固定資産の減価償却累計額	56,720,112円
2. 受取手形裏書譲渡額	232,559,510円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務	
(1)短期金銭債権	0円
(2)短期金銭債務	465,688,086円
(3)長期金銭債権	0円
(4)長期金銭債務	0円

損益計算書に関する注記

1.関係会社との営業取引による取引高

(1)売上高	690,874,600円
(2)仕入高	1,427,748,631円

2. 関係会社との営業取引以外の取引による取引高　2,913,043円

株主資本等変動計算書に関する注記

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普　通　株　式	500株	500株	0株	1,000株

1株当たり情報に関する注記

1.1株当たり純資産額　90,433円91銭

2.1株当たり当期純利益　50,469円02銭